



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 7 月 11 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「上海における社会保険の統一について」その2

■外来就業者について(「総合保険」→「都市社会保険」)

外来就業者のうち、都市戸籍者は直接現行の「都市社会保険」に加入することになります。

非都市戸籍者の場合は「都市社会保険」のうちの養老保険、医療保険、労災保険に加入することになります。

(医療保険の納付率は企業 6%、個人 1%と現行「都市社会保険」の半分)【表 3】

また、企業負担の大幅増を勘案し、非都市戸籍就業者の場合は 5 年間にわけて段階的に移行されます。移行期間の納付率は【表 3】で、納付基数は【表 4】通りに段階的に移行します。

- ・ 中国の戸籍は都市戸籍と非都市(農村)戸籍の区別がある

【表 3】非都市戸籍外来就業者が加入する保険種類及び納付率

納付率		養老保険	医療保険	労災保険
	企業負担	22%	6%	0.5%
個人負担	8%	1%	0%	

【表 4】非都市戸籍就業者の納付基数の段階的な移行について

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
納付基数	前年度上海平均賃金の 40%	同 45%	同 50%	同 55%	個人の月給額

■従来(総合保険)との違い(2011 年度の場合)

①うち都市戸籍者

	都市社会保険	総合保険
納付基数	個人の月給(仮に 2,500 元)	上海市平均賃金×60%=2,338 元
納付率	企業:37% 個人:11%	企業:12.5% 個人:0%
納付額	企業:925 元 個人:275 元	企業:292 元 個人:0 元
負担増	企業:633 元 個人:275 元	—

②うち非都市戸籍者

	都市社会保険	総合保険
納付基数	上海市平均賃金×40%=1,558 元	上海市平均賃金×60%=2,338 元
納付率	企業:28.5% 個人:9%	企業:12.5% 個人:0%
納付額	企業:444 元 個人:140 元	企業:292 元 個人:0 元
負担増額	企業:152 元 個人:140 元	—

なお、「小都市社会保険」に加入していた郊外就業者及び非都市戸籍就業者は企業との相談のうえ、直接現行の上海市「都市社会保険」に加入することもできると規定しております。

出所: 中国人力資源・社会保障部ホームページ
照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載